

議案第9号

京田辺市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

京田辺市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月20日 提出

京田辺市長 上 村 崇

(提案理由)

本件は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律が改正されたことに伴い、同法を引用する本条例について、所要の改正を行うため、提案するものである。

京田辺市条例第 号

京田辺市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）

京田辺市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年京田辺市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第8号イ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を、「において」の次に「これらの規定を」を加える。

第11条第3項中「第2項」を「前項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号）による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行っている者は、この条例による改正後の京田辺市営住宅の設置及び管理に関する条例第6条第2項第8号イの規定に該当する者とみなす。

京田辺市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項に規定する高齢者、障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、ア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2（配偶者暴力防止等法第28条の2においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>3 (略)</p> <p>(住宅入居の手続)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、市営住宅の入居決定者が、第1項又は前項に規定する期間内に第1項各号の手続をしないときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。</p> <p>4及び5 (略)</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項に規定する高齢者、障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、ア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>3 (略)</p> <p>(住宅入居の手続)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、市営住宅の入居決定者が、第1項又は第2項に規定する期間内に第1項各号の手続をしないときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。</p> <p>4及び5 (略)</p>	<p></p> <p>引用条項の整理</p> <p>字句の整理</p>